

第四次川越市総合計画後期基本計画 策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

第四次川越市総合計画後期基本計画策定支援業務委託

2 業務目的

2016年度を初年度とする第四次川越市総合計画前期基本計画（以下、「前期計画」とする）の期間満了を2020年度に控え、2021年度を初年度とする第四次川越市総合計画後期基本計画（以下、「後期計画」とする）の策定に向けて、社会情勢や本市の抱える課題の整理、前期計画の検証など、数多くのデータ収集や多様かつ高度な分析等が必要であることから、策定支援業務を知識、技術、経験を有する事業者へ委託する。

3 委託期間

契約締結日から2020年3月30日（月）まで

4 業務内容

(1) 基礎調査

本市における人口動態、産業・経済活動、行政資源など、総合計画の策定にあたり必要となる基礎的データを収集し、類似・近隣自治体等との比較分析等により、本市の強み・弱み、特性等の分析を行うとともに、本市を取り巻く社会経済動向の整理・分析を行い、報告書としてまとめる。

①人口動態・推計

- ・国、県、市のデータを使用して人口動向分析を行う。
- ・2020年を基準年とし、2060年までの人口推計を行うこととし、推計区分は全市及び地区別（市民センター11地区及び本庁地区の計12地区）、年齢別（1歳刻み）、各年毎で実施する。

②土地利用の状況

- ・土地利用の状況に関する課題確認を行う。

③社会状況

- ・本市を取り巻く社会経済動向の整理と川越市への影響分析を行う。

④産業の状況

- ・農業、商業、工業、観光における本市産業の現状分析を行うとともに、就業者数、市内総生産額などの推移調査及び将来推計を行う。

⑤財政の状況

- ・本市が実施する財政推計について助言を行う。

⑥公共施設の状況

- ・本市が実施する公共施設の更新費用の見通しについて助言を行う。

⑦類似・近隣自治体との比較分析

- ・類似・近隣自治体との比較分析による本市の強み及び弱みの整理を行う。

(2) 市民を対象としたワークショップの運営支援

ワークショップに係る手法の提案を行うとともに、当日のファシリテートや記録など運営全般を担う。また、実施後は報告書を作成するとともに、計画への反映手法の助言を行う。なお、当日のファシリテーターは同種のワークショップにおいて豊富な実績がある専門家等を配置すること。

【現時点における市民ワークショップの想定】

前期計画策定時からの市民ニーズの経年変化や市民が特に重要と考えるまちづくりの課題などを把握するため、無作為抽出で参加を呼びかけた市民どうしが意見交換を行う。意見交換結果は計画策定に役立てる。

参加人数 : 40名程度×2日間

場所 : 市役所本庁舎等（会場確保は市が実施）

対象者 : 無作為抽出で参加を呼び掛けた市民（選出は市が実施）

時期 : 6～7月頃（土日）

(3) 計画策定の支援

前期計画の総括を行い、検証結果及び基礎調査による調査・分析等を踏まえて、後期計画策定のための支援を行う。

なお、業務の遂行にあたっては、後期計画の円滑な策定に向けて、最新の事例や情報等を収集して積極的に提案を行い、業務への反映に努めることとする。

①前期計画の総括

- ・前期計画における各施策の現状と課題を整理するため、評価・検証の手法や使用する調書の提案を行うとともに、評価・検証結果の整理・分析を行う。

②原案策定の支援

- ・前期計画の総括や基礎調査等の内容を踏まえ、後期計画骨子案の提案を行うとともに、原案作成にあたっての助言と支援を行う。

③総合戦略との整理

- ・2019年度に計画期間が満了となる市総合戦略と、後期計画との連動性やあり方等の整理について助言を行う。

④職員参加への助言

- ・後期計画策定にかかる職員ワーキングチームの活動に対する助言を行う。

(4) 各種会議の運営支援

- ・後期計画策定にかかる全 15 回程度の各種会議（審議会：学識経験者等、策定委員会：部長級、幹事会：課長級）における会議資料の作成支援を行う。

5 事業費限度額

7,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

6 その他

(1) 個人情報保護

受託者は、川越市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 19 号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を業務終了後も含めて他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(2) 業務情報保護

本業務により得られた成果品及び資料、情報等は市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。

(3) 打ち合わせ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は市と月に 1 回以上打ち合わせを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者がその都度議事録を作成したうえで、市に提出すること。

(4) 納入後の不備

成果品納入後に発生した、受託者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 成果品

- ・基礎調査報告書
- ・市民ワークショップ報告書
- ・後期計画原案

※成果品は電子データで提出すること。また、後期計画策定に必要とされる資料等は市からの指示の都度提出すること。

8 担当部署

川越市総合政策部 政策企画課 政策調整担当

（担当者：水村、山岸）

所在地：埼玉県川越市元町 1-3-1 〒350-8601

電話：049-224-5503（直通）

E-mail：seisakukikaku@city.kawagoe.saitama.jp